

洋上風力促進のための区域の選定等に関する有識者会議（第12回）

○開催日

令和5年9月20日（水）

○議題

1. 有望な区域の整理について
2. 2024年度に実施するセントラル方式による調査対象区域の選定について
3. GI基金フェーズ2における実証候補海域の選定について

○概要

1. 有望な区域の整理について
 - 「山形県酒田市沖」等を有望な区域等として整理することについて異論はなかった。
 - 委員からの主な意見や質問は以下のとおり。
 - ✓ 都道府県から提供された区域に関する情報について、「利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ている」が未了の区域ではどのような状況なのか。
 - 【事務局】当該区域の地先の漁業者が反対しているケースや、地先の漁業者は賛成しているが、隣接する海域の漁業者又は自治体が反対しているケースがある。
 - ✓ 隣接海域の関係漁業者はどこまでの範囲の関係者に配慮する必要があるのか、それは法的根拠に基づいているのか。地先の関係者が賛成していれば問題ないとする考え方もあるものと思われるが、隣接海域の関係者まで配慮が必要という考え方なのか。
 - 【事務局】再エネ海域利用法では、促進区域の指定に際して関係行政機関の長に協議を行うと規定されており、先行して有望な区域の段階から水産庁含め関係省庁に協議を行っている。その中で、水産庁からの意見として、当該海域で操業している者以外も関係者として確認・調整を行うべき旨示されている。
 - 【委員】調整に時間を要し同意を得ることが難しくなる可能性もあるが、後々に問題が生じないよう幅広く関係者を捉えて進めているとの考え方として理解した。
 - ✓ 「山形県酒田市沖」では航空への影響が示されているが、影響を回避するために、風力発電に利用できる区域が当初想定している範囲

から大きく減少する可能性を懸念している。

- 【事務局】「山形県酒田市沖」の区域については、庄内空港における航空法上の制限表面が存在し、その範囲と重複する部分では風車の立地制約等を行う必要がある。その他、航空機の運航上の観点から必要な対応を検討することになると考えられる。
一方、酒田市沖は区域が大きく、制限表面の範囲を除いても、これにより事業が行えなくなるものではないと考えているが、今後、航空当局等の関係者と調整を行っていくことになる。

2. 2024年度に実施するセントラル方式による調査対象区域の選定について

- セントラル方式による調査対象区域の候補案について、本日の議論を踏まえ、「北海道岩宇・南後志地区沖(浮体式)」・「北海道島牧沖(浮体式)」・「山形県酒田市沖」を選定し、今後の調査実施に向けた準備を進めていくことに合意が得られた。
- 委員からの主な意見や質問は以下のとおり。
 - ✓ 浮体式に対応した調査について、候補となる区域は水深も深く、様々な地盤が混在しているもの想定され、網羅的に調査を行うことが難しい面もあると考えられる。調査の詳細は今後検討していくものと考えているが、事業者に対して調査内容の要望等の聞き取り等を行うのか。
 - 【事務局】洋上WG合同会議において示している通り、JOGMECが調査計画を策定する際、あらかじめ事業者に対して意見聴取を行うこととしている。今年度から調査を行っている区域についても意見聴取を実施しており、事業者向けの調査内容に関する説明会やJOGMECのホームページにおいて意見受付を実施した。
事業者によって調査のニーズは差があり、全てのニーズに対応することは難しいが、調査データは公募の際に事業者提供されるものであるため、調査の対象や技術的に留意する観点等に関して、事業者とコミュニケーションを図りながら、実用性の高いデータが取得できるように調査を進めていく。
 - 【委員】全てのニーズに対応することは予算面、技術面から難しいものと考えているが、事業者と調整しながら進めて行くことをお願いしたい。
 - ✓ 浮体式の候補区域は沖合に位置し、水深が数百メートルと深いため、観測タワーを設置しての風況観測や、着床式で採用していた手法に

よる地盤調査などが行えないことが想定されるが、当該箇所の調査に際しては、技術検討委員会等を別途設置して調査手法を検討していくことになるのか。

➤ 【事務局】浮体式は着床式と異なり、必要となる調査内容について一般的な考え方が確立されていない状況だと認識している。調査を実施する JOGMEC では、調査計画の検討を行うための技術委員会を設置し検討を行っている。

特に、浮体式に求められる地盤条件を考慮した必要な調査は、今後様々な検討が行われていくものと考えており、JOGMEC でも浮体式に対する問題意識を持っている。今後、事業者ともコミュニケーションを図りながら、浮体式に対応した調査仕様や手法を検討していきたい。

✓ セントラル方式による調査は、より多くの地域から調査ニーズが示され、各地域で調査が実施されていくことが理想的であると考えているが、今後の案件の見通しを教えていただきたい。

➤ 【事務局】都道府県から調査希望の意向が示される案件が少ない理由として、調査対象となるためのハードルが高いと認識されている様子がある。具体的には、調査対象区域として選定するには、「対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）から、調査を実施することに対する理解が得られていること」を前提としているが、これが協議会の設置に必要な利害関係者の調整と同水準が求められると受け取られている傾向がある。

今回候補として想定している区域の他にも、いくつかの都道府県からは調査への関心を示していた例や、相談が来ていた例もあったが、漁業者から理解が得られず調整が難しい等の理由から、今回は調査を希望しない旨が示された。

調査自体は促進区域指定に直結するものではなく、調査の実施を通じて漁業者とコミュニケーションを行っていくことによって、漁業者側の理解醸成につながっていく面もある。そのため、必要な事前調整が図られていることは前提としつつも、都道府県側が調査の実施について検討しやすくなるような運用面での改善を検討していきたい。

➤ 【委員】案件形成を進めていくためには、セントラル方式による調査を進めていくことが重要。運用面での改善を考えるとこのことなので、ぜひその方向で検討を進めていただきたい。

✓ 今後はセントラル方式による調査が拡大していく機運が重要である

と考えているため、引き続きご尽力をお願いしたい。

3. G I 基金フェーズ2における実証候補区域の選定について

- グリーンイノベーション基金（G I 基金）の実証候補区域について、本日の議論を踏まえ、「北海道石狩市浜益沖」・「北海道岩宇・南後志地区沖」・「秋田県南部沖」・「愛知県田原市・豊橋市沖」の4区域を選定することに合意が得られた。
- 委員からの主な意見や質問は以下のとおり。
 - ✓ 実証候補区域の選定について、設置される風車基数が「1基以上」とされている区域が複数ある。1基のみの場合、想定出力が得られるか、安全性の観点から有効な実証を行うことができるのか疑問。落雷などにより風車への被害が生じる可能性があることを踏まえると、複数基の設置が必要ではないか。
 - 【事務局】基数を含め、具体的な実証内容について事業者選定の中で評価を行っていくことになる。
 - 【委員】1基のみの設置の場合、落雷等による風車への被害により実証が行えなくなることが一番の懸念であり、この点を十分留意して評価を行うことをお願いしたい。
 - ✓ 4区域が実証の候補海域の条件を満たしているが、実際に実証事業を行う区域を2区域程度に絞り込む理由を教えてください。
 - 【事務局】区域を2区域程度に絞る理由は予算の観点による。提案される事業者の計画やそれに伴う費用次第では2区域以上で実証を行うこともあり得る。
 - ✓ 各区域において予定されている風車の設置基数についての考え方を教えてください。
 - 【事務局】実証は補助事業で実施するため事業者側の負担が発生し、規模が大きくなると負担額も大きくなるため、多くの風車を設置することは難しいものと考えている。
また、実証は再エネ海域利用法に基づくものではなく、都道府県の条例に基づき行うこととなるが、条例により実施する場合の出力規模の考え方に対する通知（技術的助言）等の観点からも、多くの風車を設置することは想定していない。
 - ✓ 1区域につき1事業者が実証を行う前提で、実証を行う区域が2区域程度に絞り込まれる場合、実証の対象となる浮体の形式も2形式程度に絞り込まれることになるのか。
 - 【事務局】複数の風車が設置される場合、事業者によっては複数

の浮体形式で設置する可能性もある。1 海域では 1 事業者による
実証となるが、実証を行う浮体形式は事業者の提案次第となる。